

# 海外手配旅行取引条件書

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。また、この「取引条件書」に記載のない事項につきましては、標準旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。

## 1、手配旅行契約

- 1、「手配旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは株式会社ルーチェ・ツーリズム(以下「当社」といいます。)がおお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすること等によりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。
- 2、「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3、当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、当社は、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を申し受けます。

## 2、旅行のお申込み及び契約の成立時期

- 1、旅行のお申込みは、当社所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、所定の申込金を添えてお申込みください。
- 2、お客様との旅行契約については、当社が契約の締結を承諾し、(1)の申込金を受領した時に成立します。
- 3、当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は契約書面(旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面のこと)を言います。)に記載します。
- 4、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約であって、旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(乗車船券、宿泊券等のクーポン券類)をお渡しするものについては、申込書の提出を省略する場合があります。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- 5、申込金は、「旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の全部又は一部として取り扱います。
- 6、当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3、お申込み条件

- 1、お申込み時点で未成年の方は、親権者の方の同意書のご提出または親権者の方のご同行を条件とさせていただきます場合があります。
- 2、高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障がいをおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。
- 3、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- 4、その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

## 4、契約書面の交付

- 1、当社は、旅行契約の成立後速やかに、契約書面をお客様にお渡しします。

- 2、 運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約であって、旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(乗車船券、宿泊券等のクーポン券類)をお渡しするものについては、契約書面を交付しない場合があります。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。
- 3、 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。

## 5、旅行代金とその支払い時期及びその変更・精算

- 1、 旅行代金(運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金の合算額をいいます。)は旅行出発前の当社が指定する日までにお支払いください。
- 2、 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用でお客様が負担すべきもの及び取扱料金(以下併せて「精算旅行代金」といいます。)と旅行代金としてすでに収受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに精算します。精算旅行代金が旅行代金としてすでに収受した金額を超えるときは差額を申し受け、収受した金額に満たないときは払い戻します。

## 6、旅行業務取扱料金

旅行業務取扱料金は、旅行費用とともに契約書面に表示します。

※旅行内容により異なります。当社旅行業務取扱料金表をご確認ください。

## 7、取消・変更について

お客様の都合により変更または取消のお申し出があったときは宿泊・運輸機関の定める取消料のほかに当社は旅行業務取扱料金に加えて取消・変更に係る取扱料金として所定の料金を申し受けます(取扱料金の金額につきましては、下段の記載の表に基づいて当社の担当社員よりご案内させていただきます。)

(参照)

区分	内 容		料 金
変更手続 料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の 20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき 5,500円
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき 3,300円
	宿泊機関の予約・手配の変更		1件につき 3,300円
取消手続 料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る旅行代金の 20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき 5,500円
	未使用乗車船券の精算手続		1件につき 3,300円
	宿泊機関の手配の取消し		1件につき 3,300円

(注)1、運送・宿泊機関等の定める取消料、違約料、その他の名目で当社が各機関にすでに支払い、またはこれから支払う費用は、別途申し受けます。

2、全ての旅行手配完了の後、お客様の申し出により、旅行を取消される場合にも旅行取扱料金を申し受けます。また、手配の一部が終了している場合は、その場合に応じ取扱料金を申し受けます。

3、通信連絡に関する実績(郵便・電話料金等)は別途申し受けます。

## 8、旅行契約の解除

- 1、 お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、旅行契約を解除することができます。
- 2、 (1)の場合、当社は、次の料金を申し受け、すでに収受している旅行代金(又は申込金)から差し引いた残額を払い戻します。  
(ア) お客様がすでに提供を受けられた旅行サービスに係る費用

- (イ) お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料、その他旅行サービス提供機関に支払う費用
  - (ウ) 当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金
- 3、お客様が当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当該期日の翌日にお客様が旅行契約を解除したものとみなします。
  - 4、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。(3)(4)の場合当社は、お客様に対し(2)の各料金を申し受けます。

## 9、添乗サービス

- 1、当社は、お客様の求めにより下記の添乗サービス料金を申し受けたくて、添乗員を同行させ旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。なお、添乗員が団体と同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費は添乗サービス料金とは別途に申し受けます。

添乗サービス料金(添乗員1名1日あたり)	海外旅行 60,000 円(税別)
----------------------	-------------------

- 2、添乗サービスを提供する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

## 10、当社の責任

- 1、当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、海外旅行にあつては、21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度として賠償します(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く。)
- 2、お客様が、次に例示するような事例により損害を被られた場合は、原則として当社は責任を負いません。
  - (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
  - (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
  - (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
  - (エ) 自由行動中の事故
  - (オ) 食中毒
  - (カ) 盗難
  - (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

## 11、お客様の責任

- 1、お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- 2、お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の手配旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- 3、お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

## 12、通信契約

- 1、当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の金額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等で

お受けできない場合もあります(所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)

- 2、通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
  - (ア) 通信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとする「依頼しようとする旅行サービスの内容」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
  - (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立するものとします。
  - (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

### 13、渡航手続きについて

- 1、申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。
- 2、現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行ってください。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。
- 3、当社は、「旅行業約款 渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途、「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続きの全部又は一部を代行することがあります。
- 4、当社は、当社の責に帰すべき事由によらず旅券・査証の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、その責任を負うものではありません。

### 14、保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>で確認ください。

### 15、海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、下記の「外務省海外安全ホームページ」：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

### 16、個人情報の取扱いについて

- 1、ア. 当社は、ご提供いただいた個人情報について、1 お客様との間の連絡のため、2 旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3 旅行に関する諸手続のため、4 旅行の安全管理のため、5 当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、6 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、7 旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、8 アンケートお願いのため、9 特典サービス提供のため、10 統計資料作成のため、に利用させていただきます。
  - イ. 当社は、取得した購買履歴や WEB での閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示のために利用させていただきます。
- 2、上記 1. ア. 2、3、4、の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類又は電子データにより、提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、旅行申込窓口にご出発の 10 日前までにお申出ください。(注:10 日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申出ください。)

- 3、当社はお客様からご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、利用させていただきます。利用する個人情報は、当社が責任をもって管理します。なお当社の名称については、当社ホームページ(<https://luceturismo.jp>)のプライバシーポリシーをご参照ください。
- 4、当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- 5、当社は、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。
- 6、お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問合せは当社代表取締役宛となります。
- 7、一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。
- 8、当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細については当社(電話:06-6105-7589)にお問い合わせいただくか、当社ホームページ(<https://luceturismo.jp>)にてご確認ください。

## 17、その他

- 1、旅行業取扱料金は、税率(10%)に基づく税込み金額を表示しています。
- 2、お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- 3、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺症等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。旅行傷害保険については弊社がお客様にご案内の販売店にお問い合わせください。

### <旅行企画・実施>

大阪府知事登録旅行業第 3-3215 号

## 株式会社ルーチェ・ツーリズム

大阪府大阪市東淀川区東中島 1-17-5 ス튜디오新大阪 843

(一社)全国旅行業協会正会員

電話:06-6105-7589 / FAX:06-6105-7599 / E-mail:contact@luceturismo.jp

営業日・営業時間:月曜日～金曜日 10:00～17:00 / 土曜・日曜・祝日:休業

※当社の営業時間外にいただいたお申出は、翌営業日にお申出いただいたものとして取り扱います。